

令和元年十二月十三日受領
答弁第一二二九号

内閣衆質二〇〇第一二九号

令和元年十二月十三日

内閣総理大臣 安倍 晋 三

衆議院議長 大島 理 森 殿

衆議院議員丸山穂高君提出北朝鮮産石炭密輸が疑われる船舶の日本港湾寄港の対応に関する再質問に対し、
別紙答弁書を送付する。

衆議院議員丸山穂高君提出北朝鮮産石炭密輸が疑われる船舶の日本港湾寄港の対応に関する再質問に
対する答弁書

一について

国会法（昭和二十二年法律第七十九号）第七十四条の規定に基づく質問に対する答弁は当該質問の個別具体的な内容に応じてすべきであり、お尋ねの「基準の違い」について一概にお答えすることは困難であるが、いずれにせよ、同条の規定に基づく質問に対して誠実に答弁している。

二について

御指摘の「韓国の国家情報院が韓国国会に報告した情報」については我が国として承知する立場にないため、お尋ねについてお答えすることは困難である。

三について

御指摘の「韓国政府による入港禁止措置対象とされている船舶」として政府が把握している船舶が、韓国政府が入港禁止措置を講じた日以降、我が国に入港した実績については、令和元年十二月十一日時点で三十回となっているが、これ以上の詳細については、今後の対応に支障を来すおそれがあることから、お

答えることは差し控えたい。

また、北朝鮮情勢を含め、韓国とは平素から様々なやり取りを行ってきたが、外交上の個別のやり取りについては相手国との関係もあり、お答えることは差し控えたい。